

5 酒税率一覧表(令和5年10月1日～令和8年9月30日)

1. 酒税法第23条関係

酒類の分類	アルコール分等	1kl当た	た	り	税	率
〇発泡性酒類						
ビール	発泡性の有無を問わない				181,000円	
発泡酒	次の3つに該当するものを除く				181,000円	
	麦芽比率25%以上50%未満(アルコール分10度未満)				155,000円	
	麦芽比率25%未満(アルコール分10度未満)				134,250円	
	いわゆる「新ジャンブル」(アルコール分10度未満)(※)				134,250円	
その他の発泡性酒類	ビール 発泡酒以外でアルコール分10度未満であって発泡性を有するもの				80,000円	
〇醸造酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)						
清酒		100,000円				
果実酒		100,000円				
その他の醸造酒		100,000円				
〇蒸留酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)						
連続式蒸留焼酎		200,000円				
単式蒸留焼酎		200,000円				
原料用アルコール		200,000円				
ウイスキー	21度以上 21度未満					
ラム酒	37度以上 37度未満					
スピリッツ						
〇混成酒類(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)						
合成清酒		100,000円				
みりりん酒		20,000円				
甘味果実酒	13度以上 13度未満					
リキール		120,000円				
粉		120,000円				
雑	みりりん類似 21度以上 21度未満					

(※) いわゆる「新ジャンブル」とは、糖類、ホップ、水及び一定の物品を原料として発酵させたもので、エキス分が2度以上のもの又は麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたもので、エキス分が2度以上のもの。  
 (注) 「一定の物品」とは、次のものをいう。  
 イ たんばく質物分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル  
 ロ たんばく質物分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維  
 ハ とうもろこし、たんばく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル

2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1kl当たり	税率
連続式蒸留焼酎	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える	
ウイスキー	9度未満	1度ごとに10,000円加算	
スピリッツ		80,000円	

3. 租税特別措置法第87条関係(令和6年度～令和10年度)

事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない、かつ、前年度の総課税移出数量が3,000kl以下である場合には、当年度酒税累計額に応じて1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。  
 (1) 前年度の末日において常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、常時使用する個人を超え、前年度の末日において資本金等の額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人(特定法人)  
 (2) 前年度の末日において特定特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係がある法人  
 (3) 前年度の末日において法人との間に完全支配関係がある全ての特定大法人が有する株式及び出資の全部を当該特定大法人のうちいずれか一の特定大法人が有するものとみなした場合において当該特定大法人と当該特定大法人との間に当該特定大法人による完全支配関係があることとなるもの(当該特定大法人)  
 (4) 酒税法第7条第1項の規定により製造免許を受けている者(製造免許を有しない者)  
 (5) 酒税法第7条第3項(第4号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けて同条第1項の規定により製造免許を受けている者であって、当該製造免許以外の酒類の製造免許を受けていない者(試験製造免許のみを有する者)  
 (6) 前年度の末日以前2年内において酒税の滞納処分を受けた者  
 (7) 前年度の末日以前2号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者(免許の取消要件に該当する製造者)  
 (8) 酒税法第10条第3号から第5号まで又は第7号から第8号までに規定する者(免許の取消要件に該当する製造者)  
 (9) 酒類業組合法第84条第2項又は第86条の4の規定による命令に違反した者

当年度酒税累計額	軽減割合	
	前年度課税移出数量の400kl以下	前年度課税移出数量のうちいずれか一の品目の数量
5,000万円以下	20%	400kl超 1,000kl以下
5,000万円超	10%	1,000kl超 1,300kl以下
8,000万円以下	7.5%	1,300kl以下
8,000万円超	5%	1,300kl超
1億円以下	3.75%	1,300kl超
1億円超	5%	1,300kl超

(注) 実績報告書を適用年度の翌5月31日までに提出しない場合には、適用できない。

4. 所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)附則第54条、第55条及び第63条関係(経過措置)

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者(前年度の総課税移出数量が10,000kl超の酒類の製造者を除く。)が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1又は2の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。  
 なお、前年度の課税移出数量が1,000kl超～1,300kl以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

品目	軽減割合	軽減割合	軽減割合
清酒 連続式蒸留焼酎 単式蒸留焼酎 果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものに限る)(注1)	10%	20%	28.9% (注2)
連綿式蒸留焼酎 果実酒(その他の発泡性酒類に該当するものを除く)(注1)	5%	10%	15%
合成清酒、発泡酒(注1)	7.5%	15%	

(注) 1 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の承認を受けた製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を6.25%軽減した酒税額とする。  
 2 正確には90分の26  
 3 令和6年度以降は、事業計画等について承認を受けた者(承認酒類製造者)が、令和6年3月31日までに旧制度を適用する旨の届出書を提出した場合に適用できる。ただし、一度、旧制度の適用をやめ、新制度を適用することとした場合には、新制度を適用することとした年度以降は、この表の軽減割合を適用できない。